

日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{35}{365}$$

十三 初期利子

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十二年六月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払込期日

平成十七年七月二十五日